

会議要録

1 会議名	令和4年第1回北上市文化芸術推進会議
2 日時	令和4年9月3日(土) 午前10時～正午
3 場所	日本現代詩歌文学館会議室
4 出席者	<p>○出席委員 中川幾郎会長、阿部武司委員、嶋田佳子委員、八重樫信治委員、薄衣景子委員、板垣崇志委員、豊田栄治委員、阿部大司委員、千葉真弓委員</p> <p>○事務局 小原まちづくり部長 (生涯学習文化課) 小笠原課長、後藤課長補佐、三浦係長</p>
<p>1. 開会 (事務局)</p> <p>2. 会長あいさつ (中川幾郎会長)</p> <p>3. 報告 北上市文化芸術推進基本計画について</p> <p>事務局</p> <p>北上市文化芸術推進基本計画の策定経過を資料1、2により説明し、基本計画の内容について概要版により説明</p> <p>質疑、意見</p> <p>委員</p> <p>会社を経営しているので、文化系の発表会や演奏会の協賛金、スポーツの県大会や全国大会出場の寄付金とかたくさん依頼がきて協力している。文化団体の発表の場を支えるためにはチラシやポスター、入場整理券を作るなど資金が必要だということで協賛ということで広告を集めたりしている。基本計画の中の市の予算はまだ決まっているわけではないのか。予算的な部分と重点項目にどれくらいの割合でどのくらい予算が割り振られているのか聞きたい。オーケストラの演奏会をするのにさくらホールを借りて150万から200万円くらいかかる。それを自分達で負担したり企業から協賛してもらったりしている。その辺の活動資金をどのように考えているのか。</p> <p>会長</p> <p>質問等についての回答は1問1答でやると時間がかかるので、ブロックごとに後程答えて欲しい。</p> <p>ここで、この審議会の役割について再認識をお願いしたい。</p> <p>前回の推進会議で、北上市はいわゆる法定外自治事務としての条例を制定したことを説明したと思う。市の事務には、法定受託事務と法定自治事務、法定外自治事務と三つある。法定受託事務というのは国の法律によって定められている国の代わりにする仕事や都道府県の代わりにする仕事。自治事務は、例えば住民基本台帳の管理とか、法律の定めによって市町村の責任でやるというのが法定自治事務。パスポートの発行は外務大臣の代理としてやる法定受託事務。それから、前回参議院選挙があって、北上市の選挙管理委員会も動員されて一生懸命投票箱の管理とか投票所運営とかやっている</p>	

が、あれは本来は北上市の仕事ではない。国会議員選挙なので、国がやらなければいけない、国の法定受託事務。だから受託費が出て、代理執行している。残りの法定外自治事務というのは、図書館、公民館、博物館、文化ホール、この詩歌文学館もそうで、これらは全部法定外自治事務の施設。ところが、図書館は図書館法、博物館に博物館法、或いは公民館には社会教育法という設置根拠法があるが、そこには「ねばならない」とは一つも書いていない。作る義務はない。法定外自治事務は割と自由にできるが、その代わりに、根拠となるいわゆる自治立法としての自治体条例で規律を定めないと、首長が勝手に博物館や文学館をいらないと言ったり、ややこしいことになる。条例で定めている審議会とは何かというと、条例の見張り役と計画の見張り役。計画通りに仕事が動いているかどうかを年間1回ごとに査定する。計画どおり動いているか、条例違反ではないかを審議する。条例や計画が時代遅れになったら見直していく役割がこの推進会議だということをご理解いただきたい。決して、大所高所から評論家として、物を言う組織ではなく、きちっと条例をよく理解し、計画を理解した上で、計画が作動しているか、条例通り行われているかというのを見るのがこの会議。前回ここを手短にお話しすぎたかなと思うので、今回時間を余分にいただいて、再確認していただくということでお話した。

今、委員がおっしゃったのは、計画はいいことが書いてあるけれども、実際の予算措置の裏付けはどのくらいあるのかということ。計画としてはあるけど、ここに予算を張りつけた形で説明できないだけで、実際は今まで何もしてないわけではない。やっているけど、このような計画の中に張りつけて説明ができていないだけ。これからこの中にいろんな事業が入ってくる。ただ、全然事業がないとか、また反対に多すぎではないか、というのもあるかもしれない。そういう意味で事業カードを作ってほしいという話を前にした。1事業ごとに1カードを作る作業をやって、それを、一回張りつける作業をする。当然それは文化振興担当課だけではない。福祉部局がやっている文化事業もあるし、いわゆる都市計画部局がやっってる文化事業もある。そういうことを見た上で、ご議論いただけたらと思うので、質問しにくかったという気持ちはよくわかるので、今少し言葉をはさんだ。次の委員どうぞ。

委員

感想になるが、資料のデータや難しい言葉がいっぱい並んでいて、私は感覚人間なので理解するまでに指で丁寧に追いながら見ていた。数字や人数やパーセンテージなどが出ているが、いつもお向かいのおばあちゃんの顔や子供たちの顔を思い出しながらイメージしながら、こういう活動をしていきたいと思った。データも大事だが、人がなかなか見えにくくなってくるので、想像が大事だと思った。

委員

指標と、基本方針の質問だけする。

言葉だけで言うと、文化芸術はすごく難しく高いものだと感じる。でも文化芸術が普段の生活に関わっているという話を聞いている中で、まず、文化芸術の領域について、メディア芸術と言った中に、指標の中で、文化芸術を鑑賞していない人が28%とある

が、例えばメディア芸術って言ったときに、どういうものかピンとくる人がいるかどうか。例えば漫画もアニメーションも入っているというとらえ方をすれば 28%どころじゃないと思っている。そこの、分野の説明の仕方は難しいと思うし、北上市の特色として、民俗芸能があるが、この分野の中で、伝統芸能には入っていないくて、文化財に入っている。民俗芸能という身近なものなのに文化財に入ることについておかしいと思う人もいると思うので、そこの分類の説明をしっかりとしたほうがいいのではないかと気がした。

それから、先ほど阿部大司さんがお話した予算の関係だったが、資料編の 48 ページに基本計画の方針に対応する事業一覧があるが、多分これが市で予算取りしている部分だと思うので、市で持っている予算の中のどのぐらいの割合が、この文化芸術の基本方針に関わっている事業に予算が何割占めているのだよということを示していただいた上で、指標に例えば市の予算の何割を、この文化芸術に織り込むように持つていくという指標もあってもいいのではないかと気がした。

委員

私を感じたのは、この基本計画の中の、具体的施策のところの、星印が重点項目という説明があつて、全体の目標値に関しては、10 年後に何%上がるとか、何倍になるとか、そういう目標はあるが、重点項目に関しては、個人的な感覚だが 10 年では長いように感じる。重点と示しているのであれば、例えば 5 年とか 3 年とか、もう少し身近なところに目標値を求めていかないと。同じように 10 年後と考えているのが気になったところ。

会長

では、こちら側のブロックで一通りご意見いただいたので、返せるものについては返していただき、ご感想に関してはコメントで返していただきたい。

事務局

いろいろなご意見ありがとうございます。では順番に回答する。

委員からいただいた予算が見えないという話は、この計画についてはあくまでも基本計画、これからの方向性を示すものとして、予算は張りつけしていない。なので、見えにくいというのがその通りで、実際にこの計画を進めるための財源確保ができていくかというそれはできていない。今やっているものもあるが、そのやっているものをこれからどのように変えていくのか、それから、新たに取り組むことで、新たに発生する予算というのにも必要になってくるわけだが、その見積もりについては、北上市が負担すべきものであれば、市の予算を決めるルールの中で、予算を見積もって方向性を確認しながら確保していくという仕組みになっている。その他、市以外の主体が役割を担っている部分もある。例えば先ほど協賛金のお話あったが、団体さんが主体的になってやる役割のものについては、団体さんに予算を確保していただき自分たちの事業を実施していただくというのがまず第 1 原則だと思っている。その中で、市が進めていく施策との方向性が一緒だとか、それから、新たな取り組みとして、例えば社会包摂の取り組みをしましょう、そこの部分については、協力してもらえないかとかといった部

分は、連携しながらご相談しながら、事業を組んでいくというものになっていると思う。

それから、人の顔を思い浮かべながらということ、とても大事だと思う。具体的に、お隣のお住まいのお子さんが、芸術鑑賞できているのかとか、おばあちゃんのところに、何か元気になるようなものが届いたかなとか、そういう視点で、こんな事業が足りないのではないか、というご意見をいただければ大変ありがたい。

それから、分野の説明が難しいということ、その通りだと思う。法律から持ってきているので、普通の方はこの分類はご存知ないと思う。なので、本日この後セミナーで市民の皆さんに、これを説明する機会があるが、多くの方が実際は関わっているのだというところをよくわかっていただく機会になればいいと思っている。民俗芸能が文化財というのは、学問的な部分もあるので、この分類表については、説明を丁寧にするしかないと思っている。アンケートの文化芸術を鑑賞していない人の割合について何をイメージして答えたかという部分になると、多分芸術鑑賞といわれる部分しか想定しない回答だと思う。これが次のアンケートで増えていけば、理解も深まったということもあると思う。実際に芸術鑑賞が増えるかもしれないが、さらに分野の理解が深まることで、実はここの数値が大幅アップするというのも確かに考えられるところ。その時には指標の見直しが欲しいかもしれない。それから、事業一覧の方について、市の予算の何割かというのは、実際計算してないが、この後、事業一覧に予算を張りつけてどんな事業をやっているかといった資料をご用意しているので、そちらでご確認いただければと思う。

それから、重点項目の目標値について、10年後の目標ということで指標には示しているが、推進会議の中で逐次評価をしながら進めていくことになるので、どれだけ5年の間に届いたかとか、3年の間にどこまで進んだかというところをご説明する機会があると思う。その上で、評価の指標の見方が、ちょっと変だとか、もうちょっとこのことも入れたらこんなふうになるんじゃないか、そうするとこうだよ、ということがあれば、見直しの時には考え直して、また新たな指標をとということもあると思う。

委員

関連して、指標の関係で一つだけ確認したい。概要版の裏面の、基本方針3のところ、文化財関連施設の入場者数について、現状値が令和元年ではなくて、令和2年度の数値であれば、博物館とか、いろんなところが一時閉館していた時期があると思うので、指標に入れるのはふさわしくないのではないかと。このときよりも10年後にほんの1割増えても比較にならないのではないかと。令和元年度の数値にさせていただいて目標値も変えていただく方がよいのではないかと。

会長

それはまた検討してください。次の列に行きましょう。次の委員どうぞ。

委員

計画の四つの基本方針についてです。そもそも文化芸術そのそのものの振興ではなく、文化芸術をまちづくりにどう生かしていくことができるのか、そしてさらに連携を

する、しくみづくりもすると書かれていることは、かなり新しいと思う。市民は文化芸術そのものがどう振興されるのかというところで計画を見ている方が多いと思うのでそこをどう、わかっていただくかというのは、今日、セミナーもあるので、そういった機会を増やしていったら、理解をしてもらうのが大事だと思う。そうすると、自分も関わりがあるということが分かって、興味を持ってくれる方も増えるのかなと思う。今日配られた文化施策ワーキングにも参加させていただいたが、そこに参加された方は10年後の未来がこの計画でどう変わっていくのか、すごく期待を持たれているということを感じた。この後どう理解をして興味を持ってもらえるかという取り組みも必要だと思っているのと同時に、期待や注目度が上がってくると、ここまで書いたものをどう新しく考えて、実用化していくかが非常に重要だと思っている。

具体的施策が書かれているが、この中に、事務事業がないのが八つある。この計画をこれから進めていくと思うが、計画期間のうちに立案して予算をつけて進め、どのように取り組まれるのかという点と、具体的施策に掲げたのに事務事業がないという状況をどうしていくかという点はもう少しお話を聞かせほしいと思っている。

それと、基本方針に対する事業で、指定管理者が行っている事業と、基本計画との関わりがどうなっているのか、どう整理されるのかをすごく疑問に思った。例えば、基本方針の2のうちの具体的施策としてボーダーレスな交流と誰もが参加しやすい環境づくりの中の具体的な例として、アウトリーチ事業という言葉が出てくるが、これは北上市ではまだ文化芸術の分野では実施されていないが、指定管理者の方では自主事業としてやっていて、この事業は北上市の方から予算は出ていないという状況があると思う。どのように整理して、文化政策としてどうやって進めていくのか、お考えをお聞きしたい。

委員

私は民俗芸能の活用とか継承の点について考えをお話しする。市の指定文化財件数が指標にある。昨年、民俗芸能が2団体、市の指定になったが、16年ぶりの指定だという。これは怠慢極まりない。その間に次々民俗芸能が消えている。文化財指定が何なのかと考えた時に、それぞれ学門的技術的な面とかいろんな面というのはあると思うが、文化芸術という範囲で考えたときに、昭和に始まった伝承された、例えば二子鬼剣舞は昭和の初め、戦後間もなくできた。でも、鬼剣舞そのものはかなり古くから継承されてきたわけで、いわゆる念仏剣舞として江戸時代に発祥発信して、それが次第に広がって、明治に爆発的に鬼剣舞となって広がって現在に至っている。そういう、いわゆる新しくできたものは、県指定とか国指定文化財の対象外になってしまう。庶民が必要として作った民俗芸能っていうものが文化財として認定されないまま、消えていく。古くからあったもので、市の指定になっているものも廃絶したり、中断したりするものがある。こういうものに救済が今ほとんどされていない。いずれ16年間放置され、文化財審議委員会でそういうことが論議されてこなかった土壌は、民俗文化に対する価値感に対して、怠慢であったなと思う。私も今、民俗芸能の方では、北上の祭りの担当をやっているが、文化財行政が祭りに寄りかかりすぎている。民俗文化によって誇

りを持つということを考えたときに、もうちょっと明快なものを持ってないといけ
ないのではないか。例えばこの文化財指定は、10年後に4つ増やすことになっていて、
1年あたり1つにも満たない。登録するものがないのかといたら、残したい民俗芸能・
民俗行事はある。でも、それを残そうとする力が働かないから残っていかない。なぜか
という、北上市は文化財課に対して比重が弱い。専門的な知識を持った学芸員が少な
く、文化財課は、カモシカから刀から全部やらなければいけなくて、すごく忙しい。民
俗芸能のことだけを考えるなんてことはできない。専門家を増やすという項目を早期
に実現しないといけない。急に増やしてできるものではないので、深い知識を持った人
を継続的に育成していくという、市の姿勢が文化財行政なり文化芸術部門にないと、難
しいのではないかと思う。やはり人員の確保が最も大事。

委員

計画が大変きめ細かに柱を立てていて、すごいと思った。10年先を見据えてとい
うことがあるが、過去の十年間で達成できたこと、できなかったこと、その原因につい
ての分析把握というのができているのか。様々な御意見を今いただいているところだが、
そういった観点をいただきながら、10年間のうちの最初の3年間どこまで進めていく
かというような、いわゆるロジックモデルのようなものがあれば、人が変わっても計画
がずっと永続していくんじゃないかと思う。過去に学びながら、新しいものを見つけて
いくことが、まさに芸術文化の大事な所だと思っている。

二つ目は、北上市の世代構成が変わってきているということで、他県から流入して
くる若者たちもかなり多くなっている。そういった人材の活用、掘り起こしはとても大事
なことだと思っている。よそ者ばか者変わり者はまちづくりを支えるというような言
葉があるが、そういった人たちを巻き込んでいくためには、まさに10代20代30代
の人たちの意識、文化に対する嗜好性というのをきちんと把握して、どう育てていくか
ということが、大変大事なんじゃないかと思う。そうした上で、最近、個人的に完結す
ることが報道されている。地域とも関わらない、スポーツとも関わらない、人
とも関わらないで自分の中で、SNSなどの世界で一人でやっとなめて、それでよしと
する。つまり、出世とか向上心なんかない。そこそこのところで生きていけるからいい
んだと、というような考え方も、風潮としてあるようだ。そういった中で、この計画を
実現するためには、まさに人に焦点を当てながら評価をしていくことが大事なんだろう
と思う。さっき指標の話も出てきたが、数値化して結果を出すのは非常にわかりやすい
手法ではあるが、数値だけではかれないのが芸術文化だというふうに思う。その辺を
丁寧に酌み取り、いわゆるアウトプットからアウトカムということで、人の意識の変化
とか、行動の変化、情緒の変化、認知の変化、価値観の変化をこの中に反映していただ
ければいいと思う。

少し離れるが、ウクライナのことで、交流協会さんがいろんな企画をしてみんな駆け
つけた。そういう意識の変容をどうつなげていけばいいのか。まさに短いスパンの中
で、評価計画をきちっと立てておいて、そしてそれを返し、論理を作り上げていくとい
うのが、まさによりよいものを作る文化なんだろうと思っているので、一考いただけ

ばと思う。

委員

文化条例、基本計画に基づいた、各事業の体系化それから成果、評価と指標が設定されたというのは、相当大事な事項だろうと思う。今後の北上市の文化に、様々な可能性の芽や機をもたらしたものではないかと思う。

私が携わっている分野、主に社会包摂の部分で気になったのが、事業化されていない「ボーダーレスな交流と活動の充実」の「サポート体制の充実」、と「障がい者の文化芸術活動の充実」の「支える人材の充実」の二つについて、去年度までは事業化されていないという点が気になった。

「サポート体制の充実」に関しては、主にハード面の整備というのはかなりウェイトとして大きくなるかと思うし、比較的明確にとらえやすい領域かと思う。主な取り組みとして、計画の方に掲載されているものがあればいいと思う。令和4年度での予算化が何らかの事情で、困難であったとしても、令和5年度事業化や予算化が比較的着ししやすいのかなというふうに思う。

もう一つの、障がい者の文化芸術活動における「支える人材の充実」、これは、成果指標に障がい者福祉展として出展団体数の増加を一つの指標として目指していくという指標、或いはそういう福祉展の開催だけでは、おそらく、北上市はこの領域に明らかに前進が見られたというようなことは起こらないと思う。この福祉展というのは、このままだと今まで通り開催し続け、新たな取り組みは行われないうと思う。文化的な発信、或いは地域社会の文化活動への参画についてこの包摂から外されるのは、特にも知的障害のある方やいろんな理由のマイノリティーの方など、最も声の小さな方々だと思う。知的障害のある方々の文化活動が推進される状況、思いや表現を汲み取れる状況が推進されるということは、そのままいろんな立場の社会的マイノリティー、文化への参画が推進されるということに繋がっていくと思う。これは、支える人材の充実の車両の両輪のもう一方として、絶対に必要なもの。例えば研修と支援者向けの研修の事業化など、具体的な項目で設定されない限りは、障がい者の文化領域への参画はおそらく現状より進むことはない。そもそも、自分の意思表示ということが困難な方々なので、ほとんどその方の文化だけではなくて、生活全般に関わることが、代理決定だとか、そういったことによって進んでいる実情がある。その中でどうやって主体的に文化芸術に参加していくか。支援者の育成だけでもかなり時間がかかる。支援者に促進を促しても、最初はず、成果物をどれだけたくさん作り出すかということを目指そうとする。これを超えることが、まず、育成を初めるときの最初のハードルだ。だから、育成にかなり具体的で効果的な手法を設定しないと、この分野の前進は見られないと思う。指標に関しては、この出展団体数だけではなくて、例えば福祉施設で週に1回以上定期的な芸術活動の時間が設定されている施設や、支援者研修の開催回数とその参加者数という点の指標の設定が必要かと思う。

また、この項目が空欄になった背景と、今後の展望についてお聞きする。

会長

ありがとうございます。以上で皆さんの意見を承った。これからこの審議会が何回も開かれると思うが、議題ごとに必ず皆さんに意見をもらいたいと思う。時間が足りなくなるので、今後は、1発言1答弁は3分以内で願います。最後のところでまたまとめて、追加発言の時間を持つ。では質問意見についてご答弁願います。

事務局

ありがとうございます。理解興味を持って実行していくことが大事だということ、もちろんその通りで、そこに力を入れないことには、実行・行動に繋がっていかないと感じている。具体的な施策がないものにどう取り組んでいくかというところについては、仕組みづくりの中で、多様な分野との連携を図りながらその取り組みの方向性についても、今後検討してき、また、委員の皆様方からも、こんな視点でいけばいいのではないかと忌憚ないご意見をたくさんいただきたいところである。今、明確にこうしていくと答えられるものは、スタートを切ったばかりで今はまだない。

それと指定管理者のやっているアウトリーチについては、その通りで、現状としてあと書かせていただいている。市が直接的にお金を出しているものではないというお話だが、そこについては、市の施設から得られる利用料金を指定管理者に使ってもらうことで、財団としての目的も果たしつつ、市の政策目的を果たす部分に、利用料金を使ってもらうという仕組みに北上市の指定管理はなっているので、市から全く現金を支出していないからといって、関わりがないかというところでもないという理解である。その役割分担、協働のあり方だとか、それから政策に対して、市の進めていく基本計画の方向性とどうすり合わせていくかという部分については、指定管理者との合意形成を図りながら、向こう5年間の指定の段階での事業の進め方についてすり合わせを行いながら決めていく。

民俗芸能の活用について、文化財の指定については、目標にある12年度で171件と、確かに少ないものとなっている。さらにその内訳は、史跡等も含めた数になるので民俗芸能に限った指標ではないということを説明する。民俗芸能が消えているというのもその通りで、最近だと令和2年度に文化財課の方で調査したようだが、それを踏まえて次の展開をどうするかといったところは、多分まだ具体的にはないと思う。ただ、状況確認はしているということ。指定をすることで、継承に繋がっていくのではないかとこの話は他の団体さんからもご意見いただいたりしている。コミュニティの形成にも民俗芸能は資するものと思っているので、まちづくりへの生かし方については、もう少し民俗芸能団体や文化財課などとも、どうあればもっと存続、増えていくのかということも、検討を進めていきたいと思う。

専門人材についてもその通りで、文化財課の専門人材がなかなか少ない状況にはなっているが、まちづくりの方向性にどうしても必要な人材だということになれば、採用計画等にどう盛り込んでいくのかという話になってくると思う。

過去の十年間の状況について分析したり把握したりできているかという部分については、この条例自体が新しいもの、新しい取り組みということで、今まではないということになる。ただ、市の教育振興基本計画や、市の事業については、方向性や取り組み

の評価をしているので、そういったものに限って言えば、今までのものもあるが、市全体を見渡して、他の団体さんや、全体の文化政策としてどうだったのかという把握はできていないということになる。進め方についても、ロードマップのようなものも今後は必要になってくるだろうと考えている。

また人材の掘り起こしについては全くその通りで、新しい人たちをどう取り込んでいくかということが課題だと思う。意識の変容の部分を把握するというのは、手法としては大変難しいことだと認識している。次の見直しのタイミングに向けてアンケート項目等で考えていければいいかと思う。

それから社会包摂について委員からは大変具体的な、施策を考える視点について意見をいただいた。出展団体数だけでは計れないというのは、その通りだと思う。その裏側にある、サポート体制、支える人材がいるということで、今よりもそういう活動を外向きに見せるところが増えてくれればいいなというところの指標である。声の小さい、自分で意思表示できない方々がいるというのもその通りで、その方々が主体的に関わることがどういうことかというところを、周りの人が分かるというところからスタートしないといけないということが大変よく分かった。今日の推進会議には、そういう分野の関係課が出席していないが、今後連携を図っていく上では、福祉分野や観光分野、文化財課など関係課の職員、担当もいて一緒に話を聞き一緒に考えていくということでスタートを切らなければならないと思っている。

サポート体制・支える人材の充実の事業が、全くないことは次の段階で説明させていただくが、市がお金をかけてやっている事業としてはないということ。それ以上の市が支出していない事業までは把握しきれてない。それらも含めて、どんな取り組みがあるのかの把握は、今後、情報収集をしていきたい。

会長

次の議題、令和4年度事業の取り組みについて説明をお願いします。

4. 協議 (1) 令和4年度事業の取組について

事務局

令和4年度事業の取組について資料3により説明

会長

何か質問や意見があるか。

(質疑なし)

その他事務局から案件があればお願いします。

(2) その他

事務局

推進会議の持ち方について、協議したい。コロナ感染症や、遠方からくる方がいるというところで、日程の確保が難しいところもある。リモートでの開催でもいいかということについて意見をいただきたい。

会長

リモート開催もありということによろしいか。

(承認)

5. その他

事務局

午後の文化施策セミナーと昼食について説明

会長

追加で発言があればお願いするが、その前に整理させてもらう。いただいたご意見のうち、検討課題としたほうがいいと思うのが指標のあり方。今現在ここに書かれているのは基本計画本体の、いわば表出しする指標。これは、いろんな苦労が積み上がった上で最終的にアウトプットとして出てくるはずという、そういう期待のもとの大看板みたいなアウトプット。事務局各部局にお願いしたいのは、各事業カードごとに、自分達の部局が成果だと思うアウトカム指標を補助指標として設定することをお勧めする。それぞれの、この事業に関してはこれが我々の求めたい指標であるというのをちゃんと出してもらいたい。それを表に出す必要はないが、事業カードのところに記入しておいて欲しい。場合によっては、計画の中間報告のときには参考資料として出してもいい。計画に出ているのは、会議の中で皆で合意して、コンセンサスで作った指標だけれど、現局との距離の動作を埋めていく意味で補助指標をいくらでも使っていてほしい。そして指標はできるだけアウトカムを選んでほしい。例えば視力障がい者を対象とした音楽祭事業であれば、母数は視力障害者。そのうちの何%が最終的には参加してもらうことを目標にするならば、例えば初年度は20%とか、その次は30%に持っていくというふうなことを考えてもらいたい。つまり、母数を意識してほしい。それから意識調査の問題だが、意識調査ってのは一番困ったときに使う手法。社会情勢によってすごく影響を受けるので、何でも意識調査でOKというのは危ない。特に満足度は絶対使うべきではない。来場者がどんなに満足したかなんてのは意味がない。それは商売ならともかく、行政が公益事業・公共事業をやるときに、満足したかよりどれだけ社会が変わったかを測定しないとイケない。障がい者の友達が増えたとか、或いは家族の気持ちが変わったとか、そういうことが出てこないといけない。広く一般市民の認知度が増えたとか、文化に満ちた町とを感じる人の率が増えたというのも、最後の最後。公民の役割分担、何でも行政がやるという話じゃないという意見もあった。民間の活力をどのように投影できるのか、事業項目だけではとらえきれないものがある。だから、今後の課題として民間でやっている事業についても協力を求めて事業カードを作ってもらう作業が必要かもしれない。私が審議会に入っているまちでは、みんな民間でやっている事業カードを集める作業に入っている。お願いして書いてもらっている。そうすると見えてくる。

それから、文化財に関しては、いろいろな問題点で文化財保護審議会の方で議論していただくことだと思うので、文化財課の方に出た意見を伝えほしい。こちらの方の責任でコントロールはできないのでご理解いただきたい。だから、文化財の指定件数を評価件数にするよりは、指定文化財、もしくは、文化財保存活用地域計画における活用事例の数なんかの方が正しいかと思う。登録文化財の数が多いとか少ないという答申は

我々の立場では出せない。

それから、指定管理者制度について、私は利用料金制を使って、公共事業をやってくれというのは、論理として成り立たないと思っている。私は神戸市と岸和田市の指定管理者の選定委員長をやっているが、運用方針やルールを作り直してもらっている。利用料金制を使って公共事業をするのは僭越ではないかという答えを出した。利用料金はあくまでも指定管理をして受任する側の、自由に使っていいもの。そのインセンティブを取り上げてそのお金で公共事業をしろとというのは、二重三重の統制。そうされると、受任している側はインセンティブが働かない。これは論理的に本当に勉強し直した方がいいと思うので、後で協議しませんか。指定管理事業の中に、これだけ指定事業でやっていただけますかということを示すべき。それを指定する能力ない場合は逆に事業と金額を提案してもらい、それを査定して、協議の上で、公益型事業の枠を決めていく。例えば障がい者向け事業何本、低所得者向け何本、病院向け何本、学校向け何本、アウトリーチ事業何本とかを丁寧に協議して、積算する。こちらに積算能力がないと、勝負にならない。素人の行政職員では無理なので、やはり専門職の方に委託料を払って参加してもらおうとか、アドバイザー料を払って、専門の先生に入ってもらおうとかしないと積算できない。その積算能力がない場合は、指定管理者に積算して提案してもらい、予算の制約の中でどれだけ選べるか考えましようというのが第2の方法。これは業者提案型公益事業。岸和田では行政提案型公益事業、業者提案型公益事業、自主事業とあって、自主事業の中に利用料金制導入事業があるが、公益事業で、利用料金制導入事業は一つもない。公益事業で料金取れる事業なんてほとんどないから無理。人権保障としての文化事業はほとんど赤字に見えるが、社会再生のための社会開発投資の支出と考える。

以上、私の見解です。追加でご発言なさる方どうぞ。

委員

一つだけ提案。資料3の予算で横線引いてるものは、多分予算がついてないように見えるが、別な事業費の中に含まれているものだと思うので、概要の説明の中か、どこかに何々費に含まれる等、一文入れたほうがいいのか。

会長

他に言っておきたいことがあれば発言をお願いします。

今日私が気になったのは、文化財のことを私が治外法権的なものの言い方をしたが、施策の対象として無視はしてはいけないと思っている。文化財保護法で市町村が保存活用地域計画を作らなければならなくなった。都道府県は文化財保存活用大綱を作らなければいけない。もう岩手県は作ったと思うが、県内の市町村で地域計画はどれくらいできているのか。全国でも進んでいない。その地域計画作りに際して、注意しなければならないのは、指定文化財だけが対象じゃないということ。例えば、民間伝承、説話、民話のたぐいも対象。活用の対象とする文化財は、指定文化財だけではない。ということは、文化財保存活用地域計画は、地域文化財や伝統文化を活用したまちづくりのための文化芸術推進基本計画と近いものがあると思うので、文化財課とお互いに連携して、

協力しながら作っていくのが望ましいと思う。この計画はスタートしたばかりだが、もう決まったから変えませんかじゃなくて、これから毎年、小型のバージョンアップというか、微調節や改正をして、評価指標も年々変えてもいいと思う。以上で私のコメントは終わり。本日はどうもありがとうございました。

6. 閉会